修正項目	(1ページ) 1. はじめに
修正理由	財政難に対する具体的な取り組みやデータを示すべきであるとの意見を受け、財政 状況等に関する記述を追加しました。
修正前	一方で、平成 16 年度から公立保育所運営費が一般財源化されたことは、本市の保育 士配置基準や保育料の設定に起因する財政負担の問題とあいまって、市の財政運営に 少なからず影響を与えています。
修正後	一方で、市の財政は長引く不況の影響による税収入の減少や、歳出面では扶助費が増加するなど、次第に硬直化が進んでいます。そのため、人件費の削減など行財政改革に取り組むとともに、基金の取り崩しにより財源不足分を補填するなどして市政運営を続けていますが、この傾向は将来も続くものと想定されます。(資料 [3] ~ [7]) 保育分野においても、平成 16 年度から公立保育所運営費が一般財源化されたことは、本市の保育士配置基準や保育料の設定に起因する財政負担の問題とあいまって、市の財政運営に少なからず影響を与えています。

修正項目	(2ページ) 2. 本市における保育状況 [1] 保育所の設置状況
修正理由	最低基準や保育所保育指針を根拠に「一定の保育水準が提供されていると言える」とするのは乱暴な論理であるとの意見を受け、文言を整理しました。また、適切な維持管理を行ってきたなら、耐震性に問題のある施設は存在しないはずであるとの意見を受け、記述を変更しました。
修正前	また、すべての認可保育所は、児童福祉法の規定により児童福祉施設最低基準を遵守する義務があり、保育内容も保育所保育指針に拠り実施されていることから、公立、民間とも一定水準の保育サービスが提供されていると言えます。 本市では、昭和 40 年代から 50 年代前半にかけて人口が急増したことから、保育ニーズに対応するために保育所を相次いで建設しました。こうして生まれた公立保育所は、これまでも適切な維持管理を行ってきましたが、建設から 40 年以上を経過した施設や、一部は耐震性に不安のある施設も存在します。また、現在となっては立地条件がよくない保育所もあります。
修正後	また、すべての認可保育所は、児童福祉法の規定により児童福祉施設最低基準を遵守する義務があり、保育内容も保育所保育指針に拠り実施されていることから、公立、民間とも認可保育所として一定水準の保育サービスが提供されていると言えます。本市では、昭和40年代から50年代前半にかけて人口が急増したことから、保育ニーズに対応するために保育所を相次いで建設しました。こうして生まれた公立保育所ですが、建設から40年以上を経過した施設や、現在となっては立地がよくない保育所もあります。また、これまでも適切な維持管理に努めてきましたが、耐震基準の改正などもあり、一部は耐震性に不安のある施設も存在します。

修正項目	(3ページ) 2. 本市における保育状況 [3] 実施体制
修正理由	民間保育所の年齢構成を説明するため、開設状況の記述を追加しました。
修正前	職員1人あたりの園児数を比較すると、公立保育所が4.82人であるのに対して民間保育所では4.87人で、公立と民間の差はほとんどない状態です。(資料 [11])職員の年齢や経験年数では、公立保育所よりも民間保育所の方が比較的若い世代の職員が多く、経験年数は少ない傾向が見られます。(資料 [12])
修正後	職員1人あたりの園児数を比較すると、公立保育所が4.82人であるのに対して民間保育所では4.87人で、公立と民間の差はほとんどない状態です。(資料〔16〕) 平成18年の梅の里保育園など、平成に入ってから民間保育所4園が開設されたこと もあり、職員の年齢や経験年数では、公立保育所よりも民間保育所の方が比較的若い 世代の職員が多く、経験年数は少ない傾向が見られます。(資料〔17〕)

修正項目	(4ページ)4. 民営化の方法[2] 移管後の運営主体
修正理由	どのような社会福祉法人が入るかわからないとの意見を受け、移管後の運営主体について、表現を具体化しました。
修正前	しかし、社会福祉法人以外による保育所の運営では、施設整備等に関する国等の補助に制限があることや、認可保育所の運営実績や移管後の保育の継続性などから、移管後の運営主体は社会福祉法人とします。
修正後	しかし、社会福祉法人以外による保育所の運営では、施設整備等に関する国等の補助に制限があることや、認可保育所の運営実績や移管後の保育の継続性などから、移管後の運営主体は、現在、保育所の運営を行っている社会福祉法人とします。

修正項目	(4ページ) 4. 民営化の方法 [3] 用地、建物、設備等の取り扱い
修正理由	まだ決まっていない事業者の経営状況を勘案する必要はないとの意見を受け、記述 の削除と項目の整理を行いました。
修正前	そのため、民営化をはかる公立保育所からの事業の継続性と事業者の経営状況を勘案して、用地は無償貸与、建物については無償譲渡を基本とします。また、施設備品等については現有設備を引き続き使用する場合は無償で譲渡するものとします。
修正後	そのため、 <u>事業者の負担を軽減し、民営化をはかる公立保育所からの事業の継続性をできるだけ確保するために、用地は無償貸与を基本とします。</u> また、 <u>建物や</u> 施設備品等については現有設備を引き続き使用する場合は無償で譲渡するものとします。

修正項目	(5ページ) 4. 民営化の方法 [5] 保護者等の不安解消
修正理由	今までの体制が変わることや、先生がいなくなるのが不安との意見を受け、移管先 に非常勤職員の雇用を促すことの記述を追加しました。
修正前	民営化する保育所に入所している児童やその保護者は、保育にあたる職員の変更に不安を感じると考えられます。その不安を解消し円滑に移行するために、移管先となる事業者の決定から民営化までの間に十分な期間を確保し、移管の前後にそれぞれ1年程度の引継ぎ期間を設けるなど、新旧職員での合同保育を実施します。また、原則として民営化に関する情報を公開するとともに、保護者に対する説明や意見の聴取の機会を確保し、理解を得られるよう努めます。
修 正 後	民営化する保育所に入所している児童やその保護者は、保育にあたる職員の変更に不安を感じると考えられます。その不安を解消し円滑に移行するために、移管先となる事業者の決定から民営化までの間に十分な期間を確保し、移管の前後にそれぞれ1年程度の引継ぎ期間を設けるなど、新旧職員での合同保育を実施します。 <u>また、公立保育所に勤務する非常勤職員の雇用について、移管先となる事業者に要請します。</u> さらに、原則として民営化に関する情報を公開するとともに、保護者に対する説明や意見の聴取の機会を確保し、理解を得られるよう努めます。

修正項目	(5ページ) 5. 保育所の選択と役割 [1] 保育所の選択方針 なぜ大伴と彼方が南部かとの意見を受け、地域割の名称を変更し、図を追加ました。
修正前	そのため、市域を大きく北部、南部、金剛、金剛東の4地域に分割し、それぞれ1 か所の公立保育所を、子育て支援のネットワークの中心施設と位置付けます。
修正後	そのため、市域を大きく北部、 <u>南東部</u> 、金剛、金剛東の4地域に分割し(右図)、それぞれ1か所の公立保育所を、子育て支援のネットワークの中心施設と位置付けます。 北部 金剛東

修正項目	(5ページ) 5. 保育所の選択と役割 [1] 保育所の選択方針 [2] 民営化する公立保育所
修正理由	[1] と[2]で重複する表現があり[1]の一部を削除しました。また、みどり保育園の民営化の結果を見極めてほしいとの意見を受け、民営化にあたって今後考慮すべき項目を追加しました。
修正前	[1] 他の公立保育所については、地域の保育ニーズや施設の状況などを考慮し、時期や 規模を検討しながら順次民営化を進め、さらなる保育サービスの拡充を図るものとし ます。 [2] これ以降も、施設や立地の状況、今後の就学前児童数の推移なども考慮し、保育所 の選択と計画的な民営化を進めます。
修正後	[1] (当該部分削除) [2] これ以降も、 <u>先行して民営化された保育所の状況、</u> 施設や立地の状況、今後の就学 前児童数の推移なども考慮し、保育所の選択と計画的な民営化を進めます。

修正項目	(6ページ) 6. 事業の移管 [1] 移管計画の策定
修正理由	引き継ぎ事項の履行は必要不可欠な条件であることから、根拠となる記述を追加しました。
修正前	また、保育所での保育水準を維持向上させるとともに、保護者の不安を軽減するため、移管計画の中に事業者間で継続する事項や拡充する保育サービスを明文化し、移管後の履行を事業者に義務付けることとします。
修正後	また、保育所での保育水準を維持向上させるとともに、保護者の不安を軽減するため、移管計画の中に事業者間で継続する事項や拡充する保育サービスを明文化し、 <u>市との協定に基づく</u> 移管後の履行を事業者に義務付けることとします。

	(6ページ)
修正項目	6. 事業の移管
	[2] 移管後の協議
修正理由	チェック体制を不安視する意見を受け、記述を追加、修正しました。
修正前	市は、移管計画どおりに保育サービスが展開されているか、随時進行管理を行うものとします。 また、移管後も保護者、移管先の事業者、市との信頼関係を確保するため、引き続き「市立保育所の民営化に係る三者協議会(仮称)」において定期的な協議を行い、移管に伴う問題が生じた場合には互いに協力し解決にあたることとします。
修正後	市は、移管計画どおりに保育サービスが展開されているか、随時進行管理を行うものとします。 <u>また、担当行政庁による指導監査の他、財政運営面のチェックにも努めます。</u> ます。 ます。 また、移管後も保護者、移管先の事業者、市との信頼関係を確保するため、引き続き「市立保育所の民営化に係る三者協議会(仮称)」において定期的な協議を行い、移管に伴う問題が生じた場合には互いに協力し解決にあたることとします。

修正項目	(6ページ) 6. 事業の移管 [3] 移管後の保育の質の向上
修正理由	保育の質を下げないためどのような研修をするのかとの意見を受け、内容を明確に するため記述を変更しました。
修正前	移管後も、すべての子どもの最善の利益を追求し、安心して子どもを育てられる環境を作り出していくためには、公立保育所も民間保育所もその保育の質の維持、向上に努めなければなりません。そのためには、保育にあたる職員の質の確保と向上が最も重要な要素となることから、合同での職員研修や保育に関する研究を行うなど、継続的なキャリア形成ができる環境と体制を構築していきます。
修正後	移管後も、すべての子どもの最善の利益を追求し、安心して子どもを育てられる環境を作り出していくためには、公立保育所も民間保育所もその保育の質の維持、向上に努めなければなりません。そのためには、保育にあたる職員の質の確保と向上が最も重要な要素となることから、合同での職員研修の拡充や保育に関する研究、職場におけるOJTの推進などを通じて、継続的なキャリア形成ができる環境と体制を構築するために、さらなる民間保育所への支援に努めます。

修正項目	(7ページ)7. 新たな事業展開に向けて4) 保育の質の向上
修正理由	前項に関連して、詳細に説明するため、記述を変更しました。
修正前	保育の質の確保と向上のために、公民一体となった研修体制を構築します。 また、保育所や職員による自己評価や、保育や経営等に関する専門家・機関による 外部からの客観的な評価(第三者評価)を実施します。
修正後	公立保育所は地域における子育で支援のネットワークの中心として位置づけることから、保育にかかわる職員の資質向上に努めるとともに、市全体の保育の質を高めるために、公民一体となった研修体制を構築します。また、保育所や職員による自己評価や、保育や経営等に関する専門家・機関による外部からの客観的な評価(第三者評価)を実施します。

修正項目	(9~19ページ) 資料編
修正理由	詳細に説明するために、図表の追加とデータの更新を行い、資料番号を付け直しま した。 (本文中の資料番号もあわせて追加・変更しました。)
修正・追加	○資料を追加しました。 10 ページ 資料[3] 富田林市の財政状況 10 ページ 資料[4] 年齢別歳入の内訳 11 ページ 資料[5] 地方債及び積立金残高の状況 11 ページ 資料[6] 年度別歳出の内訳 12 ページ 資料[7] 市税収入と主な性質別経費の将来予測 12 ページ 財政用語解説 14 ページ 図[1] 市内認可保育所位置図 19 ページ 資料[20] 地域別人口・就学前児童及び要保育児童数 ○20 年データを 21 年データに更新しました。 18 ページ 資料[18] 保育所運営経費 ○21 年データを追加しました。 18 ページ 資料[19] 保育所運営経費 ○21年データを追加しました。 13 ページ 資料[8] (資料[3]から変更) 15 ページ 資料[9] (資料[4]から変更) 15 ページ 資料[10] (資料[5]から変更) 16 ページ 資料[11] (資料[6]から変更) 16 ページ 資料[12] (資料[7]から変更) 16 ページ 資料[13] (資料[8]から変更) 17 ページ 資料[14] (資料[9]から変更) 17 ページ 資料[15] (資料[10]から変更) 17 ページ 資料[16] (資料[10]から変更) 17 ページ 資料[17] (資料[10]から変更) 17 ページ 資料[16] (資料[11]から変更)